

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十二第一項第二号ロ及び第二項第二号ロ、別表第二号第12の6(2)コ及び第12の6(3)オ並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第二十三号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の技術的条件を次のように定める件）の一部を改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

〔二〕二略

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の送信装置であつて、二八・二GHzを超え二八・三GHz以下の周波数の電波を送信するもの

の技術的条件

1 設備規則第四十九条の六の十二第三項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅あたりの各空中線端子における平均電力が、搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅あたりの平均電力が(一)一〇・三dBm以下の値であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
五〇	五〇	四七・五二
一〇〇	一〇〇	九五・〇四

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数における隣接チャネル漏えい電力の許容値

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数における隣接チャネル漏えい電力については、当該最も高い周波数の搬送波及び最も低い周波数の搬送波のチャンネル間隔に応じたアの許容値を適用する。この場合において、同ア中「搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値」とあるのは、当該最も高い周波数の搬送波に適用した場合

には「最も高い周波数の搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値」と、当該最も低い周波数の搬送波に適用した場合には「最も低い周波数の搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値」とする。

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅あたりの平均電力が、同表の四の欄に掲げる隣接チャネル漏えい電力の許容値以下の値又は(一)三五dBm以下の値であること。

一 チャンネル間隔	二 離調周波数	三 周波数幅	四 隣接チャネル漏
-----------	---------	--------	-----------

〔二〕二 同上  
〔新設〕

(MHz)	(MHz)	(MHz)	えい電力の許容値 (dBc) (注2)
五〇	五〇	四七・五二	(一)一〇・七
一〇〇	一〇〇	九五・〇四	(二)一〇・七

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2| dBcは、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力に対する比をデシベルで表したものとす。

イ| 隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置

それぞれの搬送波について、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅あたりの平均電力が、同表の四の欄に掲げる隣接チャネル漏えい電力の許容値以下の値又は(一)三五dBm以下の値であること。

一  チャネル間隔 (MHz)	二  離調周波数 (MHz) (注1)	三  周波数幅 (MHz)	四  隣接チャネル漏えい電力の許容値 (dBc) (注2)
一〇〇	一〇〇	九七・五八	(一)一〇・七

注1 隣接する複数の搬送波を一体とみなした場合のチャネル間隔とする。

2| 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3| dBcは、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力(隣接する複数の搬送波の電力の総和とする。)に対する比をデシベルで表したものとす。

2| 設備規則第四十九条の六の十二第三項第一号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、規定しない。

3| 設備規則第四十九条の六の十二第二項第一号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は一ミリ秒(一〇サブフレームで一フレーム)であること。また、スロット長は、〇・二五ミリ秒又は〇・一二五ミリ秒のいずれかであること。

4| 設備規則別表第二号第12の6(4)ウの総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信する場合における送信された当該複数の搬送波の占有周波数帯幅の許容値は、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔の総和に、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

チャネル間隔の総和 (MHz)	占有周波数帯幅の許容値 (MHz)
一〇〇	一〇〇

5| 設備規則別表第三号18の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について

て、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
○・五MHz以上送信周波数帯域幅の100%に ○・五MHzを加えた値未満	任意の一、000kHzの帯域幅における平 均電力が(一)二・三dBm以下の値
送信周波数帯域幅の100%に○・五MHzを加 えた値以上	任意の一、000kHzの帯域幅における平 均電力が(一)一三dBm以下の値

注1 基地局が使用する周波数帯(二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数帯をいう。)の  
端

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限  
る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、同時に送信する搬送波の  
周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数にお  
ける不要発射の強度の許容値については、当該最も高い周波数の搬送波及び当該最も  
低い周波数の搬送波に応じたこの表の許容値を適用する。

(2)

ア 陸上移動局の送信装置

一の搬送波を送信する送信装置  
次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れ  
た周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の  
許容値を満たすこと。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	不要発射の強度の許容値
五〇	(注) 五未満	任意の一、000kHzの帯域幅における平 均電力が一・五dBm以下の値
	五以上一〇〇未満	任意の一、000kHzの帯域幅における平 均電力が(一)六・五dBm以下の値
一〇〇	一〇未満	任意の一、000kHzの帯域幅における平 均電力が一・五dBm以下の値
	一〇以上二〇〇未満	任意の一、000kHzの帯域幅における平 均電力が(一)六・五dBm以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限  
る。)から不要発射の強度の測定帯域の端(送信周波数帯域に近い端に限る。)まで  
の差の周波数とする。

イ 隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れ  
た周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の  
許容値を満たすこと。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	不要発射の強度の許容値
(注一)		

一〇〇	一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一・五dBm以下の値
一〇以上二〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一・五dBm以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

設備規則別表第三号18の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。ただし、二五・五GHzから三一・〇GHzの周波数を除いた周波数範囲に限り適用する。

周波数帯 (MHz)	不要発射の強度の許容値
三〇以上、一〇〇〇未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一・三dBm以下の値
一〇〇〇以上上端の周波数の2倍未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一・三dBm以下の値

注1 基地局が使用する周波数帯（二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数帯をいう。）の端から一・五GHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

2 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、全空中線端子の不要発射の強度の総和に対し、この表の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

周波数帯 (GHz)	不要発射の強度の許容値
六以上、一一・七五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一・三〇dBm以下の値
一一・七五以上上端の周波数の2倍未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一・三〇dBm以下の値

注1 五〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一一・七五MHz以上、一〇〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二五〇MHz以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2 注1の規定にかかわらず、隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、送信周波数帯域（当該隣接する複数の搬送波の送信周波数帯域を合わせたものとする。）の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の合計が一〇

<p>○MHzの場合は二五〇MHz以上離れた周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。</p> <p>7  国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告<sup>212</sup>に準拠するネットワークを識別するため に基地局が使用する番号は、九九九〇〇二とすること。ただし、電気通信業務を行うもの又は 電気通信番号規則別表第九号に掲げる「35」の指定を受けた電気通信事業者から当該電気通 信番号を使用した卸電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。</p> <p>8  国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告<sup>212</sup>に準拠する端末設備を識別するために陸 上移動局が使用する番号は、次のとおりであること。ただし、電気通信業務を行うもの又は 電気通信番号規則別表第九号に掲げる「35」の指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信 番号を使用した卸電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。</p> <p>総務大臣が指定する九九九〇〇二から始まる十五桁の十進数字</p>	<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>
--	---